

11月は「ちば国保月間」です

特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると

- ・督促を受けたり、延滞金が増算されます。

- ・有効期間の短い被保険者証が交付されます。

- ・納期限から1年を過ぎても未納となっている場合は、被保険者証を返還していただき、資格証明書が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

※やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で納付相談を行っていただきます。未納のままにせず、お早めにご相談ください。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

非自発的な理由で失業（倒産・解雇・雇止めによる離職）し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。

必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証

- ・国民健康保険の被保険者証
- ・医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度

災害などの特別の事情により、生活が一時的に苦しくなり、医療費の一部負担金（自己負担分）の支払いが困難な場合は、申請により減額、免除、または一定期間支払いを猶予する場合があります。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。

国民健康保険制度のこと

住民課国保年金班

☎(84) 1214

国民健康保険税のこと

税務課収納対策班

☎(84) 1212

柔道整復師（整骨院・接骨院）、はり・きゅう・マッサージの施術では被保険者証が使える場合が限られます

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える場合と使えない場合があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術前にしっかりと確認しましょう。また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねするお電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

問 住民課国保年金班 ☎(84) 1214

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師による施術 (整骨院・接骨院)	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷性のねんざ・打撲（日常生活やスポーツでのねんざ等） ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳疾患後遺症等の慢性病 ・単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労等 ・仕事中や通勤途中での負傷（労災保険からの給付） ・症状の改善がみられない長期の施術 ・同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合
	鍼灸・マッサージ師による施術	<ul style="list-style-type: none"> ・はり・きゅうで対象となる主な疾患（リウマチ・腰痛症・神経痛・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症等） ・マッサージで対象となる主な疾患（関節拘縮・筋麻痺等）

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者へ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ勤務することができず、給与などの支払いを受けられなかった場合、傷病手当金の支給を受けることができます。

問 住民課国保年金班 ☎84-1214